

「AED の適正配置に関するガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

平成30年12月25日  
一般財団法人日本救急医療財団

今般、AEDの適正配置に関するガイドライン（案）に関して、平成30年11月9日から平成30年11月19日まで日本救急医療財団HPにおいてご意見を募集したところ、17件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する当財団の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考え方のみを公表し、また同趣旨と考えられる複数のご意見については、概要をまとめて記載させていただいておりますので御了承ください。

さらに、本ガイドラインについては、意見募集を行った案から、以下の「御意見に対する考え方」に記載した修正を行っております。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

	いただいたご意見	日本救急医療財団の考え方
	1. はじめに	
1	<p>○電気ショックという文言は、一般の方には恐怖を与える恐れがあるため、除細動という文言に変えた方が良いでしょう。</p> <p>○一般向けには「除細動」で統一された方が良いでしょうと考えます。</p>	<p>○ご提案ありがとうございます。改訂5版「救急蘇生法の指針 2015 市民用」では、「電気ショック」を使用しております。わが国の蘇生ガイドラインで標準化された用語を使用するという点から、「電気ショック」の用語の使用をご了承ください。なお、除細動と電気ショックの用語の使用法などについては、JRC 蘇生ガイドライン 2015 の（EIT：普及・教育のための方策）章の冒頭 p 460 をご参照ください。</p>
	2. AED 設置が求められる施設	
	(3) AED 設置施設の具体例	
	【AED の設置が考慮される施設（例）】	
	① 地域のランドマークとなる施設	
2	<p>○「24 時間営業しているコンビニエンスストア」について、『設置が「考慮」される施設』ではなく、『設置が「推奨」される施設』とするべきだと考えます。まさしく、「救助者にとって目印となり利用しやすい施設」の代表例であり、急病人発生場所の住民以外の旅客であっても、誰もが、すぐに発見できる施設です。市民「あなた、AED を持ってきてください」市民「わかりました、あそこのコンビニに行ってみます」こんな発想が当たり前になれば、救命率は確実に上</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。現状をふまえて、以下のような形で推奨させていただきました。</p> <p>「近年、地方公共団体によるコンビニエンスストアへの AED の設置が広がりつつあり、社会復帰例も報告されている。コンビニエンスストアへの、地方公共団体による AED の設置は、地域の PAD プログラムの推進という点でも、危機管理も念頭においた各店舗と行政との連携という点でも推奨される。」</p>

	がりますよね。	
	③ 集合住宅	
3	○突然心停止の発生は 70%近くが自宅・住居であることがわかっているのに、あえて設置を妨げるような表現はしない方がよい。前回のガイドラインでは、「周囲で救助を行うものがあることが期待される状況下であれば、自宅等に AED の準備をすることを考慮してもよい。」とあるので、設置を妨げる表現の変更を希望いたします。	○ご意見ありがとうございます。採用させていただきます。
	4. AED の管理と配置情報の公開	
	(2) AED の活用が円滑におこなわれるように、設置目的や、担当者の責務を明確にするとともに、いざという時の対応に関しても、取り決めをしておくこと (別表 2 参照)。	
4	○別表 2 の削除、登録については一本化が望ましく、出来れば登録を義務化し、精度を上げ、日本救急医療財団全国 AED マップを充実し、それを各地方自治体が活用するようにした方が良いのでは。本来は、国の事業として、税金を支払っている国民を一人でも多く救うことが重要で、そのマップ事業に国の税金を使い整備し、より良いマップにしていき、そのマップを国民が使用できる仕組みにしていかないと、色々なマップが出来てどれを使えばいいか混乱するだけです。是非、2020 年までには国の事業として検討してほしい。 ○別表 2 の削除を希望します。AED 適正配置のガイドラインとして記載するのであれば義務化するべきである。	○ご提案ありがとうございます。別表 2 は削除いたします。文章につきましては、もう少し表現をまとめます。登録の義務化については、法制化は日本救急医療財団の権限外であり、本ガイドラインの趣旨は一般人が使用することを目的とした AED の導入を検討している、あるいはすでに設置済みの地方公共団体や民間機関等の効果的かつ効率的な配置・設置のために、該当する施設や地方公共団体等に提言するものでありますのでご理解をお願いします。
	(7) AED が使用された場合、地域の救急医療体制の検証の一環として、当該地域のメディカルコントロール協議会が中心となり、使用時の心電図データ等を検証すること。AED 設置施設は、メディカルコントロール協議会などの求めに応じて、これらの情報を消防機関や医療機関へ提供することが望ましい。	
5	○使用時の心電図データ等の検証は、AED の適正配置に関するガイドラインとは関係性が無いので、削除した方が良いのでは。AED のデータ利用・検証に関する作業部会で検討すべきである。 ○使用時の心電図データ等の検証は、AED 適正配置に関するガイドラインと無関係であり、AED のデータ利用・検証に関する作業部会で検討すべきである。従って全て削除を希望します。	○ご意見ありがとうございます。平成 25 年の初版の骨子を残しました。今回の補訂は“この 5 年間でこうした指標の背景となる根拠や AED をとりまく状況は変化している。また、AED そのものの機能の充実や改良も進んでいる。”ことから、“初版の骨子を尊重して一部の補訂を行ったものである”点をご理解いただければ幸いです。
	6. AED 使用の教育・訓練の重要性	

6	<p>○AED の使用の教育・訓練の重要性は理解しますが、AED の適正配置に関するガイドラインとは関係性が無いので削除した方が良いでしょう。教育・訓練が AED 設置に必要な条件であれば(必須項目) 良いと思います。また、AED の教育普及に関する作業部会で検討すべきである。</p> <p>○AED 適正配置のガイドラインとして設置施設及び設置者に教育訓練を提言する事は問題ないがそれ以外の一般市民に対する教育訓練等の提言は、AED あり方検討委員会の「教育の部会」で提言する内容だと思います。従って全て削除を希望します。</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。平成 25 年の初版の骨子を残しました。今回の補訂は“この 5 年間でこうした指標の背景となる根拠や AED をとりまく状況は変化している。また、AED そのものの機能の充実や改良も進んでいる。” ことから、“初版の骨子を尊重して一部の補訂を行ったものである” 点をご理解いただければ幸いです。</p>
7. 設置される AED の機能に関する注意		
7	<p>○現在、日本国内では、全自動除細動器は存在しておりません。まだ認められていない機器に対しての記載は、混乱を招く恐れがありますので削除した方が良いでしょうと思います。</p> <p>○日本国内で認可されていない全自動除細動器等の内容は適正配置には関係ないと考えます。従って、近年、欧米で電気ショック～以降を削除希望します。</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。全自動除細動器については誤解を招かないように簡潔な表記に変更します。</p>
別表 1：非医療従事者による AED の使用を促すための入門講習の例		
8	<p>○AED 適正配置のガイドラインとして必要ないと思われます。添付の例が絶対条件と誤解する可能性があり、設置を見送る可能性があるため削除を希望します。</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。ご指摘どおり別表 1 については削除いたします。</p>
別表 2：AED 設置・管理ポリシーの例（京都大学）		
9	<p>○現在、厚生労働省の通知では、AED の設置には、設置管理者を置き、適切な点検担当者を配置し、適切な管理（日常点検の実施、表示ラベルによる消耗品の管理、消耗品交換時の対応）が求められているにとどまり、ガイドライン添付の例が絶対条件と誤解する可能性があり、設置を阻害する恐れがあるため、削除した方が良いでしょうと考えます。</p> <p>○削除を希望します。厚生労働省の通達で AED 設置情報については、日本救急医療財団へ協力することとあり、さらに登録先が増えるのは混乱を招くおそれがあるため、削除を希望します。</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。ご指摘どおり別表 2 については削除いたします。</p>
別表 2：AED 設置・管理ポリシーの例（京都大学）		
AED の登録と設置情報の公開		

	<p>3. 環境安全保健機構は、学内に設置された AED の情報を学内マップ、ホームページに掲載するとともに、日本 AED 財団、日本救急医療財団の AED マップに公開し、広く周知に務める。</p>	
10	<p>○一本化が望ましい。また、現状は、厚生労働省の通知により、AED 登録と設置情報については日本救急医療財団へ協力することとあり、さらに登録するところが増えるのは、登録に混乱を起こす恐れがあると考えます。</p> <p>○削除を希望します。厚生労働省の通達で AED 設置情報については、日本救急医療財団へ協力することとあり、さらに登録先が増えるのは混乱を招くおそれがあるため、削除を希望します。</p>	<p>○ご意見ありがとうございます。ご指摘どおり別表 2 については削除いたします。</p>